



港区新橋5-15-5
交通ビル4F

国労東日本本部

発行責任者 菊池忠志
編集責任者 樋口孝重

2017年
7月14日
NO. 89

ダイジェスト版

つなげよう

(わざ) (こころ)
技術と魂と

運動を

HP <http://www.e-nru.com/>

「エルダー社員の業務範囲の拡大と労働条件の一部変更」で解明交渉!

7月14日

組 業務範囲の拡大で残るエルダー社員の作業イメージはどうなるのか?

基本的には社員と同じ作業内容である。



組 業務範囲拡大の提案にある(1)~(3)以外に、対象となる業務はあるのか?

水平分業を推進する中で、基本は出向であるが、当社が担っていくべき仕事の中で、技術継承や業務運営に従事していただく。

また、(1)~(3)に当てはまらない業務についても、「*会社が必要と認めた場合」は対象となる。具体的には精査をしていきたい。



	現 行	改 正 (案)
<1. 会社における業務範囲の拡大> 実施時期：平成30年4月1日以降に定年退職する社員より実施		
【就業形態】	<ul style="list-style-type: none"> グループ会社等への原則出向、なお、人材育成や技術継承を目的としてJR東日本勤務もあり。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則出向を維持しつつ、ノウハウ等を会社における業務運営や人材育成、技術継承に活かす。
	<ul style="list-style-type: none"> (1)資格や適性検査の合格を要件とする業務(運適・医適を要する業務等) (2)設備等保全の計画、管理監督業務 (3)管理業務 *上記の他、会社が必要と認めた場合に配置することがある。 	
<2. 労働条件の一部変更> 実施時期：平成30年4月1日以降在籍する全エルダー社員に適用		
【転勤等】	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の必要のある場合、エルダー社員に転勤等を命ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務上の必要のある場合、エルダー社員に転勤等を命ずるが、業務量の変化への対応、業務に必要な資格の喪失や私傷病等業務が困難となった場合への対応。また、転勤等に当たっては通勤事情を考慮。
【勤務】	<ul style="list-style-type: none"> 特に定める場合を除き、就業規則第7章【勤務】を準用する。(乗務員及び自動車乗務員の各勤務並びに保存休暇に関する規定を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社において勤務するエルダー社員は、社員と同様の勤務種別を適用。 ハーフタイム勤務は新規適用を取りやめる。又、現在ハーフタイム勤務を適用している社員は、雇用契約の終了時まで継続。



次年度退職を迎える社員はスケジュールが遅れている中で、不安を抱えている。会社の責任で不安の解消を行われたい。

例年の面談スケジュールから大幅に遅れているので、会社の責任で不安解消を行う。



	現 行	改 正 (案)
< 2. 労働条件の一部変更 …… 続き >		
【育児・介護勤務】	・育児・介護勤務A・Bとも適用。	・現状を維持しつつ、 育児・介護勤務B（短日数）は取得事由を問わない「単日数勤務」とする。
（出向者の扱い）	・出向先会社に制度があり、且つ会社が認めた場合は取得可能。	・現行のまま。
◆エルダー社員の会社における業務範囲拡大に伴い、管理業務や特別の責任を必要とする業務に従事することがあるため、以下の手当を支給する。 また、出向先においても同様と求められる業務に従事する場合は、出向中のエルダー社員にも支給する。		
①【職務手当】	・賃金規程第 64 条の規定を準用。以下を新設。 ●マイスター指定…………… 4 万円（月額） ●会社又は出向先で管理的業務を行う者… 3 万円（月額）	●アドバイザー指定…………… 2 万円（月額） ●特に認める者…………… 4 万円（月額）
②【技能手当】	・賃金規程第 65 条の規定を準用。	
③【行先地手当】	・賃金規程第 11 章の 3 を準用。	
【精勤手当】	・精勤手当の算定方法を社員に準じた方法に変更。	
（支給額）	・支給額＝＊基準定額単価×調査期間の契約月数×（1－期間率±成績率） ＊2万5千円（ハーフ1万5千円）	・支給額＝＊基準額×（1－期間率±成績率） ＊精勤手当の基準額とは、基本賃金月額×支給月数となる。
（基準日及び支給範囲）	・6月1日（夏季手当）、12月1日（年末手当）に在籍するエルダー社員。	・夏季手当は現行、 年末手当は11月1日に変更。 加えて、 ●基準日前1箇月以内に雇用契約を終了したエルダー社員に支給。 ●基準日前1箇月以内に定年退職した者で基準日現在エルダー社員である者は支給しない。
（調査期間）	・【夏季】前年12月1日から5月31日まで。 ・【年末】6月1日から11月30日まで。	・【夏季】前年 10月1日から3月31日 まで。 ・【年末】 4月1日から9月30日 まで。
	・65歳の契約満了時支給分（最後に支給された以降、調査期間内の契約満了まで）は廃止。 ・調査期間が、定年退職前の社員の期間及びエルダー社員の期間にわたる場合は、一つの期間として通算する。	
【割増賃金】 【算定基準】	1 5 5 . 8	1 4 9 . 9